



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**告 示**

- 事業の認定（用地課） ..... 1
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課） ..... 3
- 都市計画事業の変更の認可（都市公園課） ..... 3

**公 告**

- 公立大学法人沖縄県立看護大学への権利及び義務の承継について（保健医療総務課） ..... 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） ..... 4

**病院事業局事項**

- 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する規程 ..... 7
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立中部病院） ..... 7
- 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する訓令 ..... 8

**公安委員会事項**

- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定 ..... 8

**労働委員会事項**

- 沖縄県労働委員会あっせん員候補者の告示 ..... 10

**その他**

- 行政書士試験合格者の発表 ..... 11

## 告 示

### 沖縄県告示第26号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和4年1月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 宜野湾市
- 2 事業の種類 （仮称）普天間交流拠点施設整備
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 宜野湾市普天間一丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

（仮称）普天間交流拠点施設整備（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である宜野湾市が事業主体となって、起業地内に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）で規定する児童厚生施設の児童館としての機能を併せ持つ交流拠点施設を整備する事業であり、当該施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である宜野湾市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、かつ、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

## ア 事業の施行により得られる公共の利益について

宜野湾市では、第四次宜野湾市総合計画（以下「市総合計画」という。）において、地域福祉を推進するための施策として「児童の健全育成に向けた取り組みの充実」を掲げ、小学校区ごとに一箇所の児童館の整備に向けた取り組みを実施している。

また、起業地内には沖縄県出身の故山田真山画伯のアトリエが存し、同アトリエ内には沖縄平和祈念堂に安置されている沖縄平和祈念像の原型（以下「祈念像原型」という。）が制作当時のまま保管されている。本件事業で整備する交流拠点施設内に、祈念像原型をはじめとする故山田真山画伯の創作資料等の展示スペースを設け、県内外から平和学習を目的とした修学旅行生等の受入や交流施設を使った平和祈念事業及び活動を実施することにより、市総合計画で定める「平和学習の環境づくり」の充実化が図られる。

加えて、市内には米軍施設があり、外国人との交流を行いやすい地域特性があることから、その特性を生かして本件事業の整備を行う。整備後は、交流拠点施設の研修施設や多目的ホール、交流広場等において、英語教育、平和学習、スポーツ等の様々なイベントを通じ、市民だけでなく外国人、観光客、修学旅行生等の交流を効率的に行うことにより、起業地のある普天間地区への来訪者を増加させ、周辺商業地にかつての賑わいを取り戻すことも期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存することが認められる。

## イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていない。

また、本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれるが、起業者は関係行政機関との協議を行い、適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、祈念像原型の移転が困難であることから、安全性や経済性を検討し、祈念像原型が存する故山田真山画伯のアトリエを含む公有地及び民有地を起業地として選定したものである。第三次宜野湾市国土利用計画（以下「市国土利用計画」という。）の構想図において、起業地は公用・公共用地とされている。

また、交流拠点施設内の子供交流スペースは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に基づき計画され、児童館の設備基準に適合するものとなっている。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

## ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、本件事業は市総合計画及び市国土利用計画に基づいた事業であり、起業地の存する普天間小学校区には児童館が整備されておらず、その整備が急務となっている。また、本件事業により保存し、展示する祈念像原型を現存のまま保管した場合、老朽化が進む可能性があることから本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

## イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲は、その全てが本件事業の用に相当長期に渡って継続的に供されるものであることから、収用することに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

## 5 起業地を表示する図面の縦覧場所 宜野湾市企画部企画政策課

---

**沖縄県告示第27号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 与那国町の一部
  - 2 公共測量を実施する期間 令和3年11月27日から令和4年2月25日まで
  - 3 作業種類 公共測量（用地測量）
- 

**沖縄県告示第28号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 キャンプ瑞慶覧内
  - 2 公共測量を実施する期間 令和3年12月22日から令和4年3月15日まで
  - 3 作業種類 公共測量（空中写真撮影、数値地形図作成、オルソフォト作成及び既設構造物の現地補測）
- 

**沖縄県告示第29号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和57年沖縄県告示第148号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年1月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 八重瀬町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 6・5・東1号東風平運動公園
- 3 事業施行期間 昭和57年3月8日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 昭和57年沖縄県告示第148号、昭和59年沖縄県告示第168号、昭和60年沖縄県告示第497号、平成12年沖縄県告示第5号、平成15年沖縄県告示第194号、平成17年沖縄県告示第180号、平成19年沖縄県告示第203号、平成21年沖縄県告示第227号、平成23年沖縄県告示第160号、平成25年沖縄県告示第122号及び平成29年沖縄県告示第220号の事業地のうち八重瀬町字東風平西原内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

---

**公 告**

---

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項の規定により、公立大学法人沖縄県立看護大学に権利及び義務を承継させるので、次のとおり当該法人の成立の日（令和4年4月1日）現在における当

該法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類を閲覧に供する。

令和4年1月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 閲覧場所 沖縄県保健医療部保健医療総務課
- 2 閲覧期間 令和4年1月28日から同年2月28日まで
- 3 その他 この公告に係る権利及び義務の承継について異議がある債権者は、閲覧期間満了の日までに知事に対し、異議を述べることができる。異議を述べようとする債権者は、異議の要旨、住所及び氏名を記載した書面を沖縄県保健医療部保健医療総務課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和4年1月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年7月15日  
(2) 商号名 株式会社玉城組  
(3) 代表者名 玉城信克  
(4) 所在地 沖縄市泡瀬六丁目24番24号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第13424号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月11日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年7月15日  
(2) 商号名 株式会社Fusion  
(3) 代表者名 宮里和宏  
(4) 所在地 うるま市宇赤道586番地9  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第14114号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月11日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年7月15日  
(2) 商号名 株式会社大設  
(3) 代表者名 大兼久健  
(4) 所在地 宜野湾市伊佐三丁目18番3号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第5793号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月15日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年7月15日  
(2) 商号名 朝日工業株式会社  
(3) 代表者名 照屋清正  
(4) 所在地 糸満市西崎町五丁目10番17号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-30）第10374号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月18日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 令和3年7月15日  
(2) 商号名 尚栄化工株式会社  
(3) 代表者名 平良昭  
(4) 所在地 那覇市具志3丁目17番1号

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-2)第11916号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月18日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年7月15日  
(2) 商号名 合同会社順進舎  
(3) 代表者名 平良順之  
(4) 所在地 浦添市字沢岬1135番地1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13089号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月18日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年7月15日  
(2) 商号名 有限会社輔建設  
(3) 代表者名 仲里辰枝  
(4) 所在地 南城市玉城字船越980番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第9652号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月21日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和3年7月15日  
(2) 商号名 株式会社朝日  
(3) 代表者名 朝日睦雄  
(4) 所在地 糸満市字阿波根545番地の5  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第4874号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月22日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和3年7月15日  
(2) 商号名 有限会社南成土木  
(3) 代表者名 長濱洋子  
(4) 所在地 宮古島市伊良部字長浜1352番地1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-29)第4975号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月22日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和3年7月15日  
(2) 商号名 大裕建設  
(3) 代表者名 大城盛裕  
(4) 所在地 那覇市曙1丁目9番3号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第8669号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月22日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和3年7月15日  
(2) 商号名 SK株式会社  
(3) 代表者名 羽地勝也  
(4) 所在地 宜野湾市長田三丁目35番3号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13107号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し



- (7) 処分の原因となった事実 令和3年6月22日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 令和3年7月15日
- (2) 商号名 ミナミ建設株式会社
- (3) 代表者名 當山順子
- (4) 所在地 中城村字南上原927番地2 普天間アパート102
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第11276号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年6月24日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 令和3年7月15日
- (2) 商号名 株式会社リフレ
- (3) 代表者名 新垣大輔
- (4) 所在地 宜野湾市普天間二丁目14番8号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第13006号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年6月24日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 令和3年7月15日
- (2) 商号名 濱里組
- (3) 代表者名 濱里和幹
- (4) 所在地 読谷村字比謝436番地2 8号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第12533号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年6月25日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 令和3年7月15日
- (2) 商号名 株式会社当山土木
- (3) 代表者名 當山憲一
- (4) 所在地 恩納村字前兼久23番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-28) 第3207号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年6月28日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 令和3年7月15日
- (2) 商号名 有限会社金武土建
- (3) 代表者名 下川尚則
- (4) 所在地 金武町字金武873番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-1) 第6026号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年6月28日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 令和3年8月6日
- (2) 商号名 池田建設
- (3) 代表者名 池田強
- (4) 所在地 浦添市西原六丁目22番12号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第6474号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年7月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

## 病院事業局事項

### 沖縄県病院事業局管理規程第1号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年1月28日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

### 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する規程

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「支給する。」の次に「ただし、沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程（平成31年沖縄県病院事業局管理規程第3号）第2条に規定する職員であって、管理者の定めるところによるときは、この限りでない。」を加える。

第5条第1項中「当該管理者が認める期間につき当該各号に定める額の」を削り、同項第1号中「200,000円」を削り、同項第2号中「250,000円」を削り、同項第3号中「100,000円」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、当該管理者が認める期間につき65,000円とする。

第6条第1項中「県立病院」を「事業所」に、「前条第1項に規定する」を「当該」に改め、同条第2項第1号ア中「30,200円」を「45,600円」に改め、同号イ中「11,325円」を「17,100円」に改め、同号ウ中「7,550円」を「11,400円」に改め、同号エ中「3,775円」を「5,700円」に改め、同項第2号ア中「14,720円」を「22,400円」に改め、同号イ中「5,520円」を「8,400円」に改め、同号ウ中「3,680円」を「5,600円」に改め、同号エ中「1,840円」を「2,800円」に改め、同項第3号ア中「11,040円」を「16,800円」に改め、同号イ中「4,140円」を「6,300円」に改め、同号ウ中「2,760円」を「4,200円」に改め、同号エ中「1,380円」を「2,100円」に改め、同項第4号ア中「6,240円」を「9,600円」に改め、同号イ中「2,340円」を「3,600円」に改め、同号ウ中「1,560円」を「2,400円」に改め、同号エ中「780円」を「1,200円」に改める。

附則第2項中「令和4年1月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この規程は、令和4年1月28日から施行し、改正後の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程（以下「改正後の規程」という。）は、令和3年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第2条第3項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

（伝染病防疫手当等の内払）

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の規定に基づいて支給された伝染病防疫手当、感染拡大時業務対応特別手当又は感染拡大時派遣対応特別手当は、それぞれ改正後の規程の規定による伝染病防疫手当、感染拡大時業務対応特別手当又は感染拡大時派遣対応特別手当の内払とみなす。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和4年1月28日

沖縄県立中部病院長 玉 城 和 光

1 落札に係る物品等の名称及び数量 人工心肺装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立中部病院設備・調達課 うるま市字宮里281番地

- 3 落札者を決定した日 令和3年11月22日
- 4 落札者の名称及び所在地 エム・ケイ物産株式会社 南風原町字山川470番地
- 5 落札金額 88,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和3年10月8日

### 沖縄県病院事業局訓令第1号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年1月28日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

#### 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する訓令

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「当該管理者が認める期間につき当該各号に定める額の」を削り、同項第1号中「200,000円」を削り、同項第2号中「250,000円」を削り、同項第3号中「100,000円」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、当該管理者が認める期間につき65,000円とする。

第5条第1項中「県立病院」を「事業所」に改め、「前条第1項に規定する」を削り、同条第2項第1号ア中「30,200円」を「45,600円」に改め、同号イ中「11,325円」を「17,100円」に改め、同号ウ中「7,550円」を「11,400円」に改め、同号エ中「3,775円」を「5,700円」に改め、同項第2号ア中「14,720円」を「22,400円」に改め、同号イ中「5,520円」を「8,400円」に改め、同号ウ中「3,680円」を「5,600円」に改め、同号エ中「1,840円」を「2,800円」に改め、同項第3号ア中「11,040円」を「16,800円」に改め、同号イ中「4,140円」を「6,300円」に改め、同号ウ中「2,760円」を「4,200円」に改め、同号エ中「1,380円」を「2,100円」に改め、同項第4号ア中「6,240円」を「9,600円」に改め、同号イ中「2,340円」を「3,600円」に改め、同号ウ中「1,560円」を「2,400円」に改め、同号エ中「780円」を「1,200円」に改める。

附則第2項中「令和4年1月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この規程は、令和4年1月28日から施行し、改正後の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（感染拡大時業務対応特別手当等の内払）

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の規定に基づいて支給された感染拡大時業務対応特別手当又は感染拡大時派遣対応特別手当は、それぞれ改正後の規程の規定による感染拡大時業務対応特別手当又は感染拡大時派遣対応特別手当の内払とみなす。

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第10号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第23条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和4年1月28日

沖縄県公安委員会



業種	事業所名	業者名	指定期間
海水浴場	かりゆしビーチ	有限会社リゾートエンタープライズ沖縄 (代表取締役)上間信作	令和3年11月26日から 令和4年11月25日まで
	オクマビーチ	株式会社琉球ホテルリゾートオクマ (代表取締役)佐藤健人	同上
	恩納海浜公園ナビ ービーチ	有限会社ナビ (代表取締役)銘苺宗政	同上
プレジャー ボート提供業	セブンシーズ	セブンシーズ (代表者)春川淳	令和3年9月8日から 令和4年9月7日まで
	GRATSSUP	株式会社WORLD QUALITY (代表取締役)北川敬之	同上
	北谷海人の会	有限会社北谷海人の会 (代表取締役)座喜味盛和	同上
	マリンショップ・ マーメイド	有限会社マーメイド (代表取締役)中山任加	令和3年9月15日から 令和4年9月14日まで
	マリンクラブベリ ー喜瀬店	株式会社シーサー (代表取締役)稲井日出司	同上
	マリンクラブベリ ーカヌチャリゾート店	株式会社シーサー (代表取締役)稲井日出司	同上
	株式会社琉球ホテル リゾートオクマ	株式会社琉球ホテルリゾートオクマ (代表取締役)佐藤健人	同上
	X-T R I P株式会 社	X-T R I P株式会社 (代表取締役)稲福清栄	同上
	西表クエスト	西表クエスト (代表者)中山大喜	令和3年9月24日から 令和4年9月23日まで
	リーフリゾートかり ゆし	有限会社リゾートエンタープライズ沖縄 (代表取締役)上間信作	令和3年11月26日から 令和4年11月25日まで
	マリンクラブベリ ー那覇店	株式会社シーサー (代表取締役)稲井日出司	同上
	アルガイド沖縄	アルワゴンジャパン合同会社 (代表社員)原田誠一	同上
	有限会社ナビ	有限会社ナビ (代表取締役)銘苺宗政	同上
	サマーリゾート沖 縄	株式会社サマー (代表取締役)小川拓朗	同上
	サンライズマリン沖 縄	サンライズマリン沖縄 (代表者)吉川健司	同上
	ザンマリン	ザンマリン (代表者)玉城善忠	同上
潜水業	北谷海人の会	有限会社北谷海人の会 (代表取締役)座喜味盛和	令和3年9月8日から 令和4年9月7日まで
	マリンクラブベリ ー喜瀬店	株式会社シーサー (代表取締役)稲井日出司	令和3年9月15日から 令和4年9月14日まで

マリクラブベリー カヌチャリゾート店	株式会社シーサー (代表取締役)稲井日出司	同上
株式会社琉球ホテル リゾートオクマ	株式会社琉球ホテルリゾートオクマ (代表取締役)佐藤健人	同上
X-T R I P株式会社	X-T R I P株式会社 (代表取締役)稲福清栄	同上
八重干瀬マリンハ ート宮古島	八重干瀬マリンハート宮古島 (代表者)米田ひとみ	令和3年10月20日から 令和4年10月19日まで
マリンハウスシー サー那覇店	株式会社シーサー (代表取締役)稲井日出司	令和3年11月26日から 令和4年11月25日まで
リーフリゾートかり ゆし	有限会社リゾートエンタープライズ沖縄 (代表取締役)上間信作	同上
マリクラブベリー 那覇店	株式会社シーサー (代表取締役)稲井日出司	同上
株式会社ブルーオー シャン	株式会社ブルーオーシャン (代表取締役)早川毅	同上
海の遊び処なかゆく い	海の遊び処なかゆくい (代表者)平井秀介	同上
DUNK D I V I N G E N T E R T A I N M E N T	有限会社服部 (取締役)服部頼正	同上
マリンスター	有限会社服部 (取締役)服部頼正	同上
ザンマリン	ザンマリン (代表者)玉城善忠	同上

## 労働委員会事項

### 沖縄県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、沖縄県労働委員会あつせん員候補者を次のとおり告示する。

令和4年1月28日

沖縄県労働委員会  
会長 藤 田 広 美

氏名	現職	経歴	委嘱年月日
藤田広美	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士 琉球大学大学院法務研究科教授	東京地方裁判所判事	令和3年12月15日
上江洲純子	沖縄県労働委員会公益委員 沖縄国際大学法学部教授	沖縄国際大学法学部准教授	令和3年12月15日
田島啓己	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士		令和3年12月15日
村上恵実	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士		令和3年12月15日

戸谷義治	沖縄県労働委員会公益委員 琉球大学人文社会学部准教授	パリ第十大学法政学部客員研究員	令和3年12月15日
砂川安弘	沖縄県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会沖縄県連合会事務局長	日本労働組合総連合会沖縄県連合会副事務局長	令和3年12月15日
鎌田健嗣	沖縄県労働委員会労働者委員 U Aゼンセン沖縄県支部支部長	U Aゼンセン福岡県支部次長	令和3年12月15日
棚原初美	沖縄県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会沖縄県連合会副事務局長	U Aゼンセンイオン琉球労働組合中央執行副委員長	令和3年12月15日
大嶺克志	沖縄県労働委員会労働者委員 自治労沖縄県本部書記長		令和3年12月15日
比嘉康裕	沖縄県労働委員会労働者委員 航空連合沖縄副会長	航空連合沖縄幹事	令和3年12月15日
田端一雄	沖縄県労働委員会使用者委員 一般社団法人沖縄県経営者協会常務理事	沖縄県住宅供給公社理事長兼 沖縄県土地開発公社理事長	令和3年12月15日
名嘉村裕子	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社りゅうせきフロントライン取締役 ホテル飲食事業担当部長	株式会社りゅうせき取締役管理本部長兼事業開発本部長	令和3年12月15日
城間泰	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社琉球銀行常務取締役	株式会社琉球銀行取締役総合企画部長兼関連事業室長	令和3年12月15日
大城恵美	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社近代美術代表取締役	株式会社近代美術取締役副社長	令和3年12月15日
金城欣光	沖縄県労働委員会使用者委員 沖縄バス株式会社常務取締役総務部長	沖縄バス株式会社取締役総務部長	令和3年12月15日
山城貴子	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県文化観光スポーツ部文化スポーツ統括監	令和2年4月21日
下地康斗	沖縄県労働委員会事務局調整審査課長	沖縄県教育庁生涯学習振興課長	令和3年4月8日
國吉聡	沖縄県労働委員会事務局調整審査課審査監	沖縄県総務部総務私学課総務班長	令和2年4月21日

## そ の 他

令和3年11月14日に実施した沖縄県知事の委任に係る令和3年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

令和4年1月28日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 多賀谷 一 照

試験会場	受験番号	試験会場	受験番号	試験会場	受験番号	試験会場	受験番号
沖縄空手会館	9310007	沖縄空手会館	9310008	沖縄空手会館	9310009	沖縄空手会館	9310013
沖縄空手会館	9310014	沖縄空手会館	9310022	沖縄空手会館	9310023	沖縄空手会館	9310024
沖縄空手会館	9310030	沖縄空手会館	9310044	沖縄空手会館	9310057	沖縄空手会館	9310060

沖縄空手会館	9310070	沖縄空手会館	9310084	沖縄空手会館	9310088	沖縄空手会館	9310096
沖縄空手会館	9310102	沖縄空手会館	9310119	沖縄空手会館	9310125	沖縄空手会館	9310129
沖縄空手会館	9310134	沖縄空手会館	9310149	沖縄空手会館	9310151	沖縄空手会館	9310164
沖縄空手会館	9310202	沖縄空手会館	9310259	沖縄空手会館	9310326		
那覇市立金城 中学校	9320004	那覇市立金城 中学校	9320010	那覇市立金城 中学校	9320011	那覇市立金城 中学校	9320026
那覇市立金城 中学校	9320034	那覇市立金城 中学校	9320039	那覇市立金城 中学校	9320040	那覇市立金城 中学校	9320044
那覇市立金城 中学校	9320054	那覇市立金城 中学校	9320055	那覇市立金城 中学校	9320060	那覇市立金城 中学校	9320070
那覇市立金城 中学校	9320080	那覇市立金城 中学校	9320091	那覇市立金城 中学校	9320112	那覇市立金城 中学校	9320118
那覇市立金城 中学校	9320119	那覇市立金城 中学校	9320125	那覇市立金城 中学校	9320134	那覇市立金城 中学校	9320148
那覇市立金城 中学校	9320153	那覇市立金城 中学校	9320169	那覇市立金城 中学校	9320222	那覇市立金城 中学校	9320230
那覇市立金城 中学校	9320235	那覇市立金城 中学校	9320236	那覇市立金城 中学校	9320271	那覇市立金城 中学校	9320277
那覇市立金城 中学校	9320278	那覇市立金城 中学校	9320314	那覇市立金城 中学校	9320315		

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---